

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 新居田 弘文

- 1 日時
平成 22 年 3 月 4 日（木曜日）
午前 10 時 2 分開会、午後 0 時 5 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、佐々木博委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、喜多正敏委員、佐々木大和委員、平沼健委員、田村誠委員、工藤勝博委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
大森担当書記、菅野担当書記、小友併任書記、山本併任書記、伊藤併任書記
- 6 説明のため出席した者
瀬川農林水産部長、小田島副部長兼農林水産企画室長、宮理事心得、
佐々木農政担当技監、須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、西村林務担当技監、
佐々木水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、松岡競馬改革推進室長、
高橋農林水産企画室企画課長、門口団体指導課総括課長、大澤団体指導課指導検査課長、
浅沼流通課総括課長、杉原農業振興課総括課長、井上農業振興課担い手対策課長、
高橋農業普及技術課総括課長、沼崎農村建設課総括課長、川嶋農産園芸課総括課長、
工藤農産園芸課水田農業課長、徳山畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、
堀江林業振興課総括課長、竹田森林整備課総括課長、阿部森林整備課整備課長、
佐賀森林保全課総括課長、寺島水産振興課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長、
浅沼競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 議案
ア 議案第 44 号 平成 21 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）
イ 議案第 46 号 平成 21 年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算（第 2 号）
ウ 議案第 47 号 平成 21 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）
エ 議案第 48 号 平成 21 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）
オ 議案第 49 号 平成 21 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

カ 議案第 59 号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

キ 議案第 60 号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

ク 議案第 66 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、執行部からチリ中部沿岸で発生した地震による津波被害の状況と対応について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 それでは、チリ中部沿岸で発生しました地震による津波被害状況と対応につきまして御報告させていただきます。お手元の資料をごらんください。

まず、地震及び津波の状況であります。御承知のとおり、去る 2 月 27 日午後 3 時 34 分ごろ、チリ中部沿岸を震源とし、マグニチュード 8.6 の地震が発生いたしました。この地震に伴い、2 月 28 日に大津波警報が発令され、同日午後 3 時 49 分及び 5 時 1 分に久慈港で 1.2 メートルの津波を観測するなど、県内沿岸市町村が津波に見舞われました。

次に、被害の状況であります。現在まだ調査は継続しておりますので、ここでは 3 月 3 日午前 10 時現在の状況について御報告させていただきます。この津波により、宮古市以南のワカメ、カキ、ホタテ等の養殖施設約 2,000 台が破損流出、アンカーロープの切断などの被害を受けております。また、生産物の落下や流出などの被害が懸念されております。

具体的な被害の状況ですが、表をごらんください。まず最も被害の大きい養殖施設ですが、市町別に見ますと、大船渡市が 505 台、陸前高田市が 1,026 台、釜石市が 480 台、大槌町が 70 台の被害を受けております。また、これに加え宮古市、山田町管内でも被害が発生しております。水産物の被害につきましては現在調査中ではありますが、養殖施設の被害が多く発生しておりますので、水産物も相応の被害が懸念されております。

ここで 4 ページをお開き願います。被害状況を撮影した写真であります。ナンバー 1 の写真は、大船渡湾内の赤崎町地先のカキいかだの被害状況であります。カキいかだが衝突し、破損している状況が写されております。ナンバー 2 の写真も大船渡湾の状況であります。ナンバー 1 の写真の対岸にあります末崎町地先の被害状況であります。こちらは、カキ、ホタテのはえなわ式施設がロープの切断によりまして、より寄せ集まって一本の線になっているのが確認できます。ナンバー 3 の写真は、広田湾の小友町地先のカキ養殖施設の被害状況であります。被害前は施設が整然と並んでおりましたが、ごらんのように津波によって施設が破損し、一部だんご状態になっているところが確認できます。私も陸上からではありますが、このような被害状況を確認してまいりました。

1 ページにお戻り願います。被害状況の表の下段部分ですが、養殖施設及び水産物以外の被害では、漁港へのごみの流出やカキ作業用の物置の横転など、軽微な被害が報告されています。漁船、漁具と県関係の施設には被害はありませんでした。なお、被害額につきましては、本日前午8時30分現在での集計見込み金額となっておりますことから、口頭にて申し上げますが、大船渡市と陸前高田市を合わせて約10億円となっております。

次に、2 ページをごらん願います。津波被害への対応についてであります。まずは津波発生時の対応ですが、県の対応といたしましては、2月28日から3月2日までに農林水産部災害対策会議を計4回開催し、被害状況の把握、対策の検討などを行いました。沿岸地方振興局水産部においては、漁協に対する情報収集体制や被災した漁業者に対する相談受付窓口を設置し、体制を整備しました。また、金融機関へは資金の円滑な融通について、漁業共済組合へは補償金の速やかな支払いについて要請しております。

一方、漁協及び漁業者におきましては、早急な原状復旧を図り生産物を最大限確保するため、被害のあった施設について、丁寧な復旧作業を行っているところであります。ここに、事例といたしましてワカメ養殖施設の概念図を示してございますが、はえなわ式の施設に関して1台当たりの長さは100メートルから200メートルとなっております。

次に、今後の具体的な対応についてでございますが、3点ございます。1点目は、岩手県水産関係災害対策会議の開催であります。この会議は、県漁連を初めとする漁業団体と県とが一体となって被害状況の情報を共有するとともに、施設復興対策を検討するため開催するものでありまして、本日第1回目の会議を開催することとしております。

2点目は、施設の復興支援であります。国の強い水産業づくり交付金や県単独補助事業を活用して、災害に強い養殖施設の整備を支援してまいります。

3 ページをごらんください。3点目は、経営再建に必要な制度資金の活用であります。養殖施設の再整備や運転資金等に対して、低利の制度資金の活用を促進してまいります。主な制度資金といたしましては、種苗等の購入に対応する漁業近代化資金、施設の再整備に対応する農林漁業施設資金、当面の運転資金に対応する農林漁業セーフティネット資金がございます。なお、これまで御説明いたしました漁業共済制度、国の交付金や県単独補助事業及び制度資金の内容を、参考1から参考3に示してありますので、後ほどごらん願います。

以上で、チリ中部沿岸で発生した地震による津波被害状況と対応についての報告を終わらせていただきます。

○新居田弘文委員長 これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第44号平成21年度岩手県一般会計補正予算(第6号)中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち農林水産部関係及び第11款災害復旧費のうち農林水産部関係、第2条第2表繰越明許費の補正中、第6款農林水産業及び農林水産部関係及び第11款災害復旧費のうち農林水産部関係、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1及び2、2変更中1から3まで、議案第46号平

成 21 年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 47 号平成 21 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 48 号平成 21 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 49 号平成 21 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 59 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 60 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 7 件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小田島副部長兼農林水産企画室長 それでは、農林水産部の予算関係議案について御説明を申し上げます。

まず、議案（その 3）の冊子でございます。7 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 44 号平成 21 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は中ほどでございます。6 款農林水産業費の補正予算額 12 億 6,616 万 6,000 円の減額のうち、県土整備部所管分の 2 億 3,997 万 9,000 円の増額を除きました 15 億 614 万 5,000 円の減額と、9 ページに参りまして 11 款災害復旧費でございます。第 1 項農林水産施設災害復旧費の 21 億 1,308 万 6,000 円の減額のうち、県土整備部所管分の 2 億 4,112 万 9,000 円の減額を除いた 18 億 7,195 万 7,000 円を減額しようとするものでございます。

今回の補正でございますが、国庫補助金等の確定、それから地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した県有施設の修繕等の実施、それから国の 2 次補正予算で創設されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用したいいわゆるインフラ整備、さらには国の追加配分等による公共事業の前倒しの実施、また、大きな災害が発生しなかった——今回の津波の前には大きな災害が発生しなかったということなどに伴いまして災害復旧費の減額、それからその他事業の執行に伴う調整など、事業の執行上、今回補正を要するものについて合わせて 33 億 7,810 万 2,000 円を減額しようとするものでございます。

この結果、当部で所管する一般会計の予算額は、補正前の予算額と合わせまして 660 億 8 万 2,000 円となるものでございます。これは、前年度の 2 月現計予算 609 億 7,196 万円と比較いたしまして、50 億 2,812 万 2,000 円の増となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。事業別の金額の読み上げは省略をさせていただきます、主な事業を中心に簡潔に御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算に関する説明書の 135 ページをごらんいただきたいと思います。135 ページでございます。6 款農林水産業費、1 項農業費でございます。左のほう、1 目の農業総務費でございますが、これは 3,676 万 8,000 円の増額でございます。その主なものでありますが、右のほうに参りまして中段、ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしました、いわて 6 次産業チャレンジ支援事業費の確定等によるものでございます。

次に、次のページ、136ページをごらんいただきたいと思います。2目の農業金融対策費でございますが、これは2,678万2,000円の減額でございます。その主なものは、右のほうに参りまして、上段の農業近代化資金融通対策費など、農業関係貸付金の融資実績の確定等によるものでございます。

それから、その下に参りまして3目農業構造改善対策費でございますが、3,814万4,000円の増額でございます。その主なものは、ふるさと雇用再生特別基金の活用をいたしました都市農山漁村交流拡大モデル構築事業費の確定等によるものでございます。

それから、一番下のところでございますが、4目農業改良普及費でございますが、6,918万円の減額でございます。その主なものは、人件費など農業改良普及センターの管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

それから、137ページのほうに参りまして、やや下段に近いほうですが5目の農業振興費でございます。9,917万9,000円の減額でございます。その主なものでございますが、説明欄の下から二つ目の中山間地域等直接支払事業費で、国からの交付金の確定に伴い、直接支払等交付金及び当該基金への積立金を減額しようとするものでございます。

138ページに参りまして、6目農作物対策費でございます。557万1,000円の減額でございます。その主なものは説明欄三つ目の農作物災害復旧対策事業費補助で、事業費の確定等によるものでございます。7目畑作振興費は103万9,000円の減額で、その主なものは、説明欄一番下のいわての産地形成促進事業費で、事業費の確定等によるものでございます。

それから、139ページに参りまして、8目北上奥羽山系開発費でございます。1,008万6,000円の増額で、広域農業開発事業償還金について、一部の市町村からの繰り上げ償還に要する経費を計上しようとするものでございます。

それから、9目植物防疫費でございます。29万1,000円の減額で、病虫害防除所の管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

次に、140ページをお開きいただきたいと思います。10目農業協同組合指導費の210万2,000円の減額は、農業協同組合の指導監督等に要する経費の確定によるものでございます。

それから、12目農業研究センター費の3,532万2,000円の増額及び141ページに参りまして、13目農業大学校費の1,324万円の増額は、各施設の修繕等に資するほか管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

次に、143ページをお開きいただきたいと思います。2項の畜産業費でございます。1目畜産総務費は4,487万5,000円の減額で、職員の人件費など管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

それから、2目の畜産振興費は2億5,475万円の減額でございます。その主なものは説明欄一番下の強い農業づくり交付金で、藤沢町に設置を予定したブロイラー鶏舎等の施設整備に対する助成でございますが、別途、国の直接補助事業において採択されましたことから、減額しようとするものでございます。

144ページをお開きいただきたいと思います。3目の草地対策費は3,250万9,000円の減

額で、畜産基盤再編総合整備事業費の確定等によるものでございます。

それから、4目家畜保健衛生費は158万7,000円の増額で、その主なものは、説明欄四つ目の家畜伝染病予防費の、事業費の確定等によるものでございます。

145ページに参りまして、5目農業研究センター費は2,640万2,000円の増額でありまして、畜産研究所それから種山畜産研究室の家畜関連施設設備の修繕等を実施するほか、管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

147ページをお開きいただきたいと思ひます。3項の農地費でございます。1目農地総務費は113万6,000円の増額で、国庫補助金の返還等の確定によるものでございます。

それから、2目土地改良費でございます。1億9,619万6,000円の増額のうち、当部の所管に係る補正予算額は、国庫補助金等の確定などによりまして1億6,700万2,000円の減額でございますが、このうち増額の主なものは、説明欄の五つ目の経営体育成基盤整備事業費、それからその下の中山間地域総合整備事業費など、国の予算の追加配分によります事業費の前倒しを実施するほか、事業費の確定等によるものでございます。

148ページをお開きいただきたいと思ひます。3目農地防災事業費の2億9,936万6,000円の増額のうち、当部の所管に係る補正予算額は2億9,555万8,000円の増額でございます。その主なものは説明欄の六つ目、土地改良施設危機管理設備強化事業費でございますが、これは地震発生時等における危機管理機能を強化するため、県が所有、管理する農業用ダムの情報通信管理システムの改修、あるいは崩落のおそれがある貯水池のり面の補強などを実施しようとするものでございます。

それから、149ページに参りまして4目の農地調整費でございますが、455万9,000円の増額で、その主なものは説明欄の下から二つ目の、ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしました、いわて農地再生プロジェクト緊急対策事業費の確定によるものでございます。

次に、150ページをお開き願ひます。4項の林業費でございます。1目林業総務費は5,905万1,000円の減額で、その主なものは一つ目の管理運営費でありまして、人件費の確定等によるものでございます。

それから、151ページに参りまして、2目林業構造改善対策費は93万7,000円の減額で、人件費の確定等によるものでございます。

それから、3目林業振興指導費は2億1,237万7,000円の減額で、その主なものは説明欄の一番下、森林整備加速化・林業再生事業費の確定等によるものでございます。

それから、152ページをお開きいただきまして、説明欄の林建共働型林内路網整備事業費補助は、森林施業の集約化によります低コスト林業を促進するため、林業事業者と建設事業者がおのおのの特徴を生かして共同して行う基幹作業道の開設に要する経費を補助しようとするものでございます。

4目森林病虫害等防除費でございますが、3億4,917万4,000円の減額で、これは里山再生松くい虫被害特別対策事業費補助等の確定によるものでございます。

5目造林費は1億1,365万6,000円の増額で、森林整備事業費の確定等によるものでござ

ざいます。

林道費、6目は県土整備部所管の事業でございます。

154ページをお開きいただきたいと思います。7目治山費でございます。6億9,188万7,000円の減額で、その主なものは治山事業費それから地すべり防止事業費であります。これは、例年に比べ新たな被災箇所が少なかったことなどによりまして、事業費を減額しようとするものでございます。

それから、155ページに参りまして、8目林業技術センター費は4万9,000円の減額で、事業費の確定等によるものでございます。

157ページをお開きいただきたいと思います。5項水産業費でございます。1目水産業総務費は680万6,000円の減額で、人件費など管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

158ページをお開きいただきたいと思います。2目漁業構造改善対策費は575万円の減額で、その主なものは、説明欄一つ目の水産経営総合改善事業費の確定によるものでございます。

3目水産業振興費は3,885万1,000円の減額で、その主なものは説明欄三つ目の漁業経営改善促進資金貸付金の確定、それから次のページに参りまして、説明欄下から二つ目の産地魚市場緊急活性化対策事業費補助の事業費の確定によるものでございます。

それから、4目水産業協同組合事業費は337万8,000円の減額で、説明欄の一つ目の漁業近代化資金金融対策費の確定等によるものでございます。

それから、5目漁業調整委員会費の137万円の減額、それから6目漁業調整費の301万2,000円の減額、また160ページをお開きいただきまして、7目の漁業取締費の4,218万3,000円の減額は、いずれも人件費など管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

それから、8目水産技術センター費の73万1,000円の増額は、アワビ、ウニ、ヒラメ等の種苗生産拠点であります栽培漁業センターの施設設備の修繕等を実施しようとするものでございます。

161ページに参りまして、9目内水面水産技術センター費は1,121万9,000円の減額で、管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

それから、162ページに参りまして、10目漁港管理費は1,605万9,000円の増額で、県管理漁港施設の維持修繕を実施するほか、管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

11目漁港漁場整備費の2,825万6,000円の増額のうち、当部の所管に係ります補正予算額は2,390万7,000円の増額でございます。その主なものは、説明欄二つ目の広域漁港整備事業費でありまして、国補正予算による事業の前倒しを実施しようとするものでございます。

その次、大きく飛びまして216ページをお開きいただきたいと思います。216ページ、11

款の災害復旧費でございます。1項農林水産施設災害復旧費でございます。1目農地及び農業用施設災害復旧費の15億4,122万6,000円の減額のうち、当部の所管に係る補正予算額は15億1,086万7,000円の減額となるものでございますが、農地等災害復旧事業費それからその下の団体営農地等災害復旧事業費は、災害の発生が例年に比べ大幅に少なかったことなどから、所要額を減額しようとするものでございます。

それから、2目の林道災害復旧費は県土整備部所管の事業でございます。

217ページに参りまして、3目治山災害復旧費は1億2,387万4,000円の減額で、事業費の確定に伴う減額でございます。

それから、4目漁業用施設災害復旧費の2,000万円の減額は、県管理の漁業用施設に災害が発生しなかったことから全額を減額しようとするものでございます。

それから、218ページをお開きいただきたいと思います。5目漁港災害復旧費は2億1,721万6,000円の減額で、事業費の確定に伴う補正でございます。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。また、議案（その3）の冊子にお戻りをいただきまして、14ページをお開きいただきたいと思います。議案（その3）の冊子の14ページでございます。

第2表繰越明許費補正、追加の表中、当部の所管は14ページから17ページまでの6款農林水産業費の91億6,180万1,000円でございますが、このうちここから県土整備部所管の24億640万1,000円を除きました67億5,540万円。それから23ページでございます。11款の災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の1億4,416万7,000円のうち、これも県土整備部所管の林道災害復旧費の1,538万8,000円を除きました1億2,877万9,000円を合計いたしまして、68億8,417万9,000円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

その理由でございますが、これは国の追加配分等により実施いたします公共事業のほか、計画調整や工法検討などに不測の日数を要し、年度内完了が困難となったものなどによるものでございます。それで、国の追加補正、追加の配分等によります事業の前倒し、それから国の交付金の活用によります今回の補正予算計上に伴う繰越事業及びその金額は、14ページでございますが、ちょっとお戻りをいただきまして、1項農業費の一つ目、生物工学研究所管理運営とございます。これらを初めといたしまして24事業、22億1,248万1,000円でございます。これが今年度の予算で対応するというところでございまして、県としても平成21年度予算で措置をする必要があるということから、工期等の関係から繰越事業とせざるを得ないというものでございます。

恐縮でございます。次は債務負担行為について御説明申し上げます。24ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表の債務負担行為補正の1の追加の表中、1地域水産物供給基盤整備事業及び2の広域漁港整備事業の2件、並びに26ページの、2の変更の表中一つ目、1の農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給から、3のため池等整備事業の3件が当部の所管でござ

ございます。このうち1の農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給は、今年度内の融資見込みの増に伴うものでございます。その他の事業は国予算に対応し、それぞれ債務負担行為を追加、変更しようとするものでございます。

説明が長くなって大変恐縮でございます。続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。32ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号平成21年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ98万1,000円を増額し、予算の総額をそれぞれ5億4,149万9,000円とするものでございます。これは、貸付金の確定等に伴い補正をしようとするものでございます。

次に、35ページをお開きいただきたいと思います。議案第47号平成21年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ5,385万4,000円を増額し、予算の総額をそれぞれ38億4,695万円とするものでございます。これは、県有林事業等の事業費の確定のほか、地域活性化・経済危機対策臨時交付金や地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、県有林内の除間伐や作業道補修などを実施しようとするものでございます。

38ページに参りまして、第2表の繰越明許費でございますが、ただいま申し上げました、国の交付金等を活用した作業道補修等の事業について、翌年度に繰り越そうとするものでございます。

39ページでございます。議案第48号平成21年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）についてでございます。これは、歳入歳出それぞれ1億396万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ9億5,169万5,000円とするものでございます。これは、貸付金の確定等に伴い補正をしようとするものでございます。

42ページに参りまして、議案第49号平成21年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ151万7,000円を増額し、予算の総額をそれぞれ8億5,727万7,000円とするものでございます。これは、資金の運用益の確定等に伴い補正しようとするものでございます。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。73ページをお開きいただきたいと思います。73ページでございます。議案第59号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてでございますが、これは、経営体育成基盤整備事業及び中山間地域総合整備事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴いまして、受益市町の負担金の額を変更しようとするものでございます。

75ページに参りまして、議案第60号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは、広域漁港整備事業の水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものでございます。

説明が長くなって恐縮でございますが、以上で予算関係議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○喜多正敏委員 151 ページの森林整備加速化・林業再生事業の減額ですけれども、確定したということですが、なぜ減額になったのかということと、林建共働型林内路網整備事業費について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○堀江林業振興課総括課長 森林整備加速化・林業再生事業の減額の理由についてお答え申し上げます。

この事業は、国の経済危機対策いわゆる第1次補正予算を活用しまして、基金を造成して事業実施する3カ年にわたるものでございますが、9月補正時に各事業体から御要望いただきまして補正計上したものでございます。

その後、国のほうで第1次補正予算につきまして執行を留保するということがございまして、この事業につきましては、幸いにも留保が解除されまして事業実施することが可能となりましたが、その間約1カ月半ほど事業執行を見合わせた経緯がございまして、その中で当初予定していた事業が後年度、来年度以降の事業に回ったものがございます。

それから、事業の審査をしている過程の中で、事業実施主体のほうから取り下げるといようなお話があつて、事業取り下げなどといったものを含めまして事業費を確定した結果、減額となったものでございます。

○竹田森林整備課総括課長 林建共働型林内路網整備事業についてのお尋ねでございますけれども、この事業は先ほど副部長が御説明申し上げましたとおり、国の2次補正でございます地域活性化・きめ細かな臨時交付金、これを財源として、今、近々の課題となっております森林の基幹作業道を整備促進しようとするものでございます。

その進め方でございますけれども、これは補助事業でありまして、森林組合あるいは地域牽引型林業経営体の民間事業体と地元の建設業者の共同体で作業道を開設するものに対して、メートル当たり1万4,000円を上限とする定額補助を実施しようとするものでございます。

若干御説明申し上げますと、この林建共働型の特徴でございますけれども、山の整備の得意な森林組合と作業道開設あるいは測量の得意な建設業者が、それぞれの得意分野を出し合つて作業道を促進するものでありまして、通常、森林組合が作業道の開設を外注、そういう業者に外注する場合は測量設計して、請負工事契約という形になりますけれども、今回の事業はお互いの共同体として直営でやっていただきますので、そういった測量設計を省略して、できるだけコストを下げた作業道をつくっていただこうというものでございます。

○喜多正敏委員 それはわかりましたが、それで林道を整備すると、幅員とかいろいろ規格にもよるでしょうけれども、何メートルぐらいの事業量になるのか、そういったことについても伺います。

○竹田森林整備課総括課長 今回の予算は、1万4,000メートルの作業道を――先ほど言

ったとおり定額補助ですので、メートル当たり1万4,000円という形で、1万4,000メートル分の補助金を用意してございます。

○新居田弘文委員長 ほかにございませぬか。

○平沼健委員 同じようなことで、152ページの病虫害の防除費、これが3億5,000万円弱ほど減額ということですね。それで、里山再生松くい虫被害特別対策事業費補助ということで、これがそのまま減額なのですから、ここをちょっと詳しく説明いただきたいですね。松くい虫が北上しているというのがあるし、これは、こういう事業ができなかったということなのでしょう、少し詳しく教えてください。

○阿部整備課長 里山再生松くい虫被害特別対策事業の減額の理由でございませぬが、この特別対策事業、この事業は親事業がございませぬ。森林整備加速化・林業再生事業、これの中の一事業という位置づけになってございませぬ。

したがいまして、この森林整備加速化・林業再生事業、これの全体事業費が3カ年で43億円というふうな全体事業に対しまして、事業の実施希望額が約3倍に、大幅に上回ったということから、この事業の全体調整が必要になったと。

その際には、当然この森林整備加速化・林業再生事業の趣旨にかんがみまして、間伐の促進あるいは間伐材利用に貢献する事業、あるいは既存事業との代替性のないもの、こういったものに重点化する方針で全体事業費の調整を行ったところでございませぬ。

それに伴いまして、この特別対策事業も調整がかかることが一つございませぬし、さらに先ほど堀江総括課長のほうからお話しありましたとおり、国の交付決定が昨年の秋にずれ込んだということがございませぬし、十分な実施期間、これを確保することができないということから、市町村の要望を踏まえながら今回減額補正を行ったものでございませぬ。

○平沼健委員 ある程度わかりましたけれども、お尋ねしたいのは、総体の中で間伐の作業というか、そういう事業のほうが進められたというか、そういうところがひとつあるように承ったのですけれども、そもそもの病虫害の防除というか、そっちのほうの手抜きがあったということではないのですか。やろうと思ったものがやめたとか、そういうことではないわけですよ、その辺確認したいのですが。

○阿部整備課長 既存の松くい虫防除事業というふうなのが別途ございませぬので、それにつきましてはきちんと実施することとしてございませぬ。この事業では、それに加えまして未被害地域の境界にございませぬ監視帯、これの被害の空白化を促進するというのを目的としてございませぬ。したがいまして、これをやめたとかなんとかという、松くい虫対策を削減したとかそういうことではございませぬ。

○熊谷泉委員 148ページの農地防災事業費の、土地改良施設危機管理設備強化事業費ということですが、最初の農林水産部の説明でこの事業は新規となっておりますが、今回の補正のどこで、こういう新規という項目でこの施設強化事業費というのが全く新しく、こう出されたものか。それから土地改良施設にダムとかのり面の崩壊のおそれもあるというのは、これは従来そういうおそれがあったので予算措置しなければならぬのを、臨時の補正

でなされたものか。従来これは一般当初予算で見られるべきものだと思いますが、その辺の御説明。それから4億幾らというのは、何カ所にわたるものなのか、1カ所で大きな事業費なのか、その辺を御説明願いたいと思います。

○沼崎農村建設課総括課長 お話しがありました土地改良施設危機管理設備強化事業費でございますけれども、これは先ほど来説明がありましたとおり、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、新規として事業実施するものでありますけれども。

県内のダム、昭和30年代に完成したものからかなりの数ございます。全部で県が所有するのは19カ所、それから国が所有するものは8カ所というふうになっておりますが、これらダムの老朽化等については、これまでも国庫補助の管理事業とか、あるいは県単の管理事業なんかで計画的に整備を進めてきたところでございますけれども、その中で今回の補正予算を活用して緊急的に、特に傷んだところで早急に手をかけなければならない、そのようなところについて今回措置しようとするものであります。

例えばというふうなことで御説明申し上げますと、御紹介しますと、葛丸ダムというふうなダムがございまして、葛丸ダムでのり面が崩壊して放流口に被害を及ぼすおそれがあるというふうなところがございまして、そのところを緊急的に措置しなければ、非常に大きな面積でかんがい用水を供給しておりますので、そのところに被害が及ぶというふうなことで、今回そういうふうな手当てをさせていただこうというふうなことでございます。

○熊谷泉委員 それでは、今回補正で新規ということですが、これは来年度、再来年度以降、こういったものには、いわゆる補正でなくてある程度懸念されたものがあって、少しずつ手当てをしていかなければならないと思いますが、その辺基本的にというか、何かこういう一時的な補正でやっていくものか、その辺だけ伺って終わります。

○沼崎農村建設課総括課長 今回は特別の交付金を活用して緊急的な措置をするわけでございますけれども、それ以外にも、既存の事業としまして防災ダムの管理費とか、それから基幹水利施設管理事業、国庫補助の基幹水利施設管理事業とか、そういうふうな事業、制度がございまして、そういうふうな事業を活用しながら計画的に進めていきたいと思っております。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

○工藤大輔委員 先ほど喜多委員の林建共働型林内路網整備事業ですか、概略について質疑があったところですが、これ結局、測量設計がない分コストが下がっていると。それに対して1万4,000円——メートル当たりですね、コストが下がるということで、実際これまでよりも経費が下がっているわけですね。差額がどのくらいあるのかどうか、林建でこれをやった場合と、あとはそうでない場合と、メートル当たりの単価の差額がどのくらいあるのかどうか。

あと今後、この新年度の予算を含めて林建共働というのをどのくらい実施するのか。

また、これは入札でやるのですよね。一応その辺の確認をお願いします。

○竹田森林整備課総括課長 まず、1点目のどのくらいコストが下がるかということについてでございますけれども、今まず先ほど御説明したとおり、この事業は地元の建設業者と山の整備をする森林組合が共同体を組んでやっていただこうというものでして、入札発注という形はとりません。この事業に希望する際は共同体——いわゆるJVを組んでいただいて申し込みをしていただきます。

ですから、建設業者と森林組合の間では入札、請負発注という形にはならないということでございます。当方の査定、最終的に仕上がった作業道を査定して補助金をお出しするわけですが、通常、林道でそうやって——林道というか、こういう工事を発注する場合、間接経費を設計の中に見るわけですが、通常こういった一般的な例で申しますと、間接費が直接工事費800万円に対して520万円ほどかかります。今回の共働型では、その間接費、請負という形ではございませんので、2割程度を今考えておりますので、800万円の直接工事費に対して160万円ということで、差し引き360万円ほど経費が節減されるというふうなものを想定してございます。

さらに今後、林建共働をどう進めるかということですが、建設業者の方々については、今言った事業のほかに、委員おっしゃったとおり、請負型でやっていただく部分も当然我々考えておまして、これは平成22年度予算ですけれども、山のそういった作業道に建設業者がどんどん参入していただくように、講習会を開いて山の作業道の何たるかを理解していただいて進めようとしております。別途それは予算を講じまして、建設業者の作業道建設を促進、林建共働を進めてまいりたいと考えています。

○工藤大輔委員 必要な事業だというふうに思うわけですが、以前議案か何かで説明いただいた際の写真が特に印象的だったのか、かなり立派につくっているなというふうなイメージがあって、コストが高くなるのではないのかなというふうな、逆にそういう思いがあったのです。

そうなのかどうか、再度確認をしたいというふうに思いますし、また、もう一点が森林整備地域活動支援事業、それからあと岩手森林づくり推進事業のうち環境の森整備事業費補助の関係なのですが、当初予定していた見込みよりも少なかった、その理由と、予測が過剰だったのかどうか、その事業の中身について——こうなった結果について、説明をいただきたいと思えます。

○竹田森林整備課総括課長 まず、今回つくろうとする作業道の規格を御説明しますと、幅員的に言えば大型トラックが通行できる3メートル、これは確保しようと思っておりますけれども、ただ、構造あるいはカーブとか勾配とか、これはいわゆる林道及び道価が下がるものですので、先ほど御説明したとおりメートル当たり1万4,000円、これを上限としております。できれば開設延長を延ばすためには、こういった1万4,000円程度で、どんどん延長を延ばしていただきたいということで考えております。例えば、山というのは地形が急峻なほかに山ひだがあるわけですが、余り直線的な道路ではなくて、地形に沿った低コストの規格でつくっていただくというものでございます。

○堀江林業振興課総括課長 いわての森林づくり推進事業費のうち、いわて環境の森整備事業の減額の主な理由でございますが、何点かございます。一つは、委託により実施することとしておりました測量調査の一部を直営で実施したことによる委託料の減、あるいは測量調査を現地で行ったことによる精査結果によつての補助金の減、さらには入札執行残による工事請負費の減額等もございまして、今回減額補正するものでございます。

○新居田弘文委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議なしと認めます。よつて、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 66 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋農業普及技術課総括課長 議案第 66 号でございます。議案(その 4) 5 ページでございますが、便宜お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることにつきましては、提案の趣旨でございますが、平成 21 年 11 月に県立農業大学校堆肥処理施設におきまして、有限会社ヤマキ産業運輸が鶏ふんの搬入作業のため駐機しておりましたフォークリフトに、同校職員が稼働させた自走式のロータリー式攪拌機が衝突したことにより、フォークリフトが破損する損害を与えましたため、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償及び和解の相手方は、藤沢町にございます有限会社ヤマキ産業運輸でございます。損害賠償の額は 79 万 6,982 円、農業大学校の過失により本件被害が発生したものでございますので、損害額全額について県が賠償するものでございます。

和解の内容につきましては、損害賠償の額を 79 万 6,982 円とし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとの内容でございます。

原因につきましては、下段のほうに記載してございますけれども、県立農業大学校が自走式のロータリー式攪拌機の軌道上に被害者所有のフォークリフトが駐機してあることを認識しながら、必要な事故防止措置を怠り、攪拌機を稼働させ、フォークリフトに衝突したこ

とによるものでございます。

次のページをお開き願います。こうしたことから、この対応でございますけれども、農業大学校における安全管理確認体制が不十分であったため、平成22年1月に安全管理点検委員会を設置いたしまして、改めて全施設、機械について危険箇所の確認及びチェックリストによる点検の励行などの徹底した事故防止施策を講ずるとともに、職員への事故防止に対する意識啓発を徹底したところでございます。

写真がございませぬけれども、左側が自走式の堆肥攪拌機ということで、下のほうに爪が出ておまして、これが回りながら時速18メートルの速度で攪拌しながら動くものでございます。右側は、そのフォークリフトを破損させた状態でございます。

このような事態に至ったことは、農業大学校におきまして、機械運行の安全確認手順などの事故防止策が十分講じられていなかったことによりまゝるので、今後このようなことが起こることがないように指導管理の徹底をしてまいります。

このような事態に至ったことはまことに遺憾であり、本当におわび申し上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○熊谷泉委員 写真見た限りでは、フォークリフトに人が乗ってなかったからよかったようなものの、もし人的被害があれば大変なことだったと思いますが。フォークリフトのほうの被害はいいですが、自走式のロータリーの刃先のほうの修理なんかはかかっていたのでしょうか。そっちのほうは被害なかったのか、そこだけ伺います。

○高橋農業普及技術課総括課長 県所有の攪拌機の爪が折れるというふうなことで、約15万円ほどの修理費がかかっております。

○新居田弘文委員長 ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新居田弘文委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新居田弘文委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○喜多正敏委員 るる一般質問の総括質疑でありましたが、激変緩和措置のことについては協議中だということですが、これ、だいたいにしていつごろ来るのか、わかれば見通しを教えてください。

それから、一般質問でもちょっと質問したわけでありましてけれども、土壌診断を1万2,000カ所すると。前回この委員会でも5,000カ所というのがあって、これが果たしてどんな数字なのかということで改めてお伺いしますが、一般土壌診断は1カ所当たりどのくらいの面積を対象として行われているのか、それが全国の水準と比べてどうなのかということをお教えいただきたい。

それから、米、野菜となっているわけですがけれども、果樹というのは土壌診断しなくていいものなのか、素朴な質問でありますけれども、教えていただきたい。

それから、販売農家数が2005年のセンサスでは6万7,330戸あるわけでありましてけれども、今まで土壌診断を行った農家戸数は何戸で、どのくらいの割合であるかということをお教えいただきたい。

それから、土はやはり毎年、毎年変わっていくのではないかと思うわけでありましてけれども、一回やれば10年はいいのか、あるいは3年ごとにやらなければならないのか、おおむねの目安はどういうふうな状況であるか。

それから、県としてはどのくらいの、水稲でも果樹でも——果樹はないかもしれませんが、野菜でも、対象面積をどのくらいと考えて、例えば3年とか5年で一巡しなければならないとすれば、面積はどのくらいの目標で、どのくらいの期間で土壌診断をやっていこうとするのか、全体計画のようなものがあればお示しをいただきたいと思っております。以上です。

○工藤水田農業課長 水田利活用自給力向上事業の激変緩和措置の今後の見通し、あるいはいつ明確になるかという御質問でございましたけれども、1月22日に国と協議することで提出し、その後いろんなやりとりをさせていただいております。例えば県段階での設計、単価の調整も一つありまして、そのほかに激変緩和措置で県に8億2,000万円ほどのお金が入っているわけですが、これを市町村段階に配分すると。その市町村段階の事業計画、いわゆる設計も審査の対象になってございます。その部分が結構長引いてございまして、そういうこともございまして、農政局に言わせると岩手県は早いほうだという話はいただいておりますけれども、明確な時期はまだ示されておらないというところでございます。それが今現在の状況でございまして、いずれ4月には正式な——今時点のは、ある意味事前の協議でございまして、4月以降にさらにもう一回正式な協議が行われるということの予定になってございますが、その正式協議前には明らかになるものというふうには理解しておりますが、国からは明確な時期の指示は今のところは来てございません。

○高橋農業普及技術課総括課長 土壌診断の実施状況でございましてけれども、平成19年に全国が調査した数字がございまして。これによりますと、例えば稲作でありますと、全国では38ヘクタールに1点の割合でカバーしているというふうなことで、1点当たり38ヘクタールをカバーしている。本県は、平成19年度は8ヘクタールということで非常に診断密度が低い状況にございます。

それから果樹につきましては、一番多いのが——平成20年の実績ですと野菜が45%、水稲が31%、飼料作物が7%、果樹は6%というふうな割合となって診断を実施していると

ころでございます。

それから農家戸数は、販売農家約6万7,000戸に対して、平成20年度は約8,900戸ほどということで、13%ほどの農家を実施しているというところでございます。

それから、いつまでというふうなことでございますけれども、土壌診断の目安は3年に1回実施して、そうした土壌の、用土の変化を見ながら生育改善に生かすというふうなことを基本に指導しているところでございます。例えば、6万7,000戸の農家が3年に1回実施するというところでありますと、これまでの県全体の実績で約1万。一定程度の実績では少ないというふうな状況にありますので、平成21年度から県——その1万と言っているのは県あるいは団体が実施しているものがございますして、平成21年度からは県の土壌診断の体制を見直して、今般県が共同開発した簡易土壌診断システム、これを集落営農組織に導入して、これを活用して現場で診断もしていただくと。手軽に診断できる県の体制とあわせて、農家でも診断できる体制を構築するというような計画にしているところでございます。

具体的には、この簡易システムは平成21年度に約40台入れておりまして、当面トータル100台でもって、そうした簡易診断は農家で、それから精密な診断は県や団体で行うというような体制をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

○喜多正敏委員　まず、激変緩和の本協議が4月というふうなお話でありましたが、その前に明らかになるという——4月の前にですね、本協議前にはこうなのだよというような話は、公表できるものなのでしょうか。要するに早く知りたいと、いつごろ農家の皆さんはわかるのかと、こういうあたりを聞きたいわけであります。

それから土壌診断でありますけれども、簡易土壌診断分析システムは、施肥体系緊急振興事業で——国の事業で100%補助で入ったと。ところが、これは平成22年度で終わりだとお聞きしているわけでありまして、当面100台ということでありまして、1台というか1カ所で分析をするのにそんなに時間はかからないので、これフル回転をすれば施設的には間に合うのではないかと期待されるわけでありまして、その見通しと。これは、私は一般質問で、青森県では全販売農家を対象にして簡易であろうとまずやると、こういうことのお話をしたわけですが、当県の診断の割合は13%ということで、非常にスローではないかと。もう少しスピードアップして、やっぱり作物の基礎は土づくりにあるわけでありまして、そういうことからするともっときちっと計画を立てられて、3年に1遍やるとか多少延びても4年に1遍だとかして、対象面積はこのくらいだと、作目ごとに。それから、全国に比べても土壌診断密度は33ヘクタールだと——38と言いましたけれども33ではないかと思うのですが、本県は88。大体2倍違うわけですね。いかにもやる、やるといいながらも、どうも他県に負けそうではないかと思うわけでありまして。そうしたことについて、やはり明確な数値目標なりタイムスケジュールを組んで、そして集落営農であるとか、あるいは県であるとか、いずれだれがどこまでいつまでやるかというのを、具体的に行動計画つくってやっていかないと達成ができないのではないかと思うのでありますけれども、部長その辺はいかがでしょうか。

○瀬川農林水産部長 土壌診断の関係でございますが、委員御指摘のとおり、土づくりが一番基本だと思っておりますので。青森との関係では、精密に行っているものとか、いろいろ比べている、さらにもう少し確認する必要がありますが、ただおっしゃるとおり、もっと計画的にといいますか、しっかり土づくりを行って、それを生産に生かして、またそういうところをしっかりと販売でもPRできるように、そのときに取り組んでいく必要があると思っておりますので、そういった点を含めてしっかり検討してまいりたいと思います。

○佐々木農政担当技監 激変緩和対策についてでございますが、できるだけ早くということで進めてまいりました。国の公式見解は工藤課長が申し上げたとおりでございますが、私どもの主張は、最終的に確定するのが4月以降となっても、協議の段階でおおむね国として了承できる部分は段階的に公表させてくれということで申し入れをしているところでございます。

基本的な考え方につきましては議会等でもお答えしてございますし、あるいは現地の説明会、意見交換会の中でも、県としてはこういう考え方で国との協議に臨みますということをお話ししてきてございます。ですから農家とすれば、県の主張が国との協議の中でどこまで認められているのかという部分が知りたい部分だろうというふうに思います。私どもは、このことにつきましては金銭に絡む部分でございまして、情報管理につきましては徹底していかなければならないということと、農家に対してできるだけ安心させてあげたいというジレンマでございます。ですから今後、国との交渉の中でここまではいいよというところを引き出しまして、一刻も早く全体の方々に県の考え方なり国の基本的な部分だけでもお示しできればと、その方向で協議にさらに臨んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○喜多正敏委員 それでは、もう一つお伺いしたいのですけれども、先般、政策評価等実施状況評価結果の政策等への反映状況という文書が送られてまいりました。その中で、林産物ということで、木材安定協議会等を通じた大口需要木材の安定供給や施設整備など、木材供給確保対策の強化に取り組みますと、こういうふうなことで書かれてあり、大いに期待したいわけでありましてけれども、一般質問の中で、本県の乾燥設備とか強度をはかる測定機器の導入割合が極めて少ないと。乾燥設備は2割以下、それから強度測定機器は5台入っている。しかしながら、そのうちの3台は集成材ということで2台はその他、言うなれば製材工場にはほとんど入っていないというふうな形ですね。

私は、やっぱり物事を進めていく場合に、きちっとしたこういう品質でございまして、それで使ってくださいというのが普通なのかなと思うのでありますけれども、特にこれからの取り組みということで、乾燥設備と強度測定設備の導入について、県ではどういうふうな指導体制になっているのか、支援体制はどうか。

それから、一般質問でお伺いしたときに、JASの取得についてどのような支援がされていきますかということで、ちょっとお答えがなかったように記憶していましたが、JAS認証工場であっても、独自で試験ができるJAS工場と試験研究機関に持って行ってそこでこ

なす——測定をしてもらわなければならない、二つあるわけでありませけれども。要するに、岩手型住宅を進める場合であっても他産地に負けないように、うちの品質はこうだというふうなことがやっぱりないとだめではないかと。

それから、我々よく工程なんかの話もするのですけれども、使いたくても使う樹種が恐らくないのだよと。工期がかかると。ところが、いいか悪いか別にしてもプレハブメーカーはすぐ建つわけですよ、3カ月ぐらいたつと。ですから、いいものだから少し待ってくれというふうなことは、もちろん理解求めなければならないようですけれども、そういうようなことに対応したときに、乾燥とかそういうふうなことは、特色ではなくて前提条件だと私は思うのでありますけれども、そういうふうなことについて、どういうふうにご考慮されているかと思うわけでありませ、そのあたりはいかがですか。

例えば乾燥も、御案内のとおり高温、中温、低温とやり方あるわけですね。樹種とか板材によって乾燥設備もたった一つでいいというようにはならないようでありませ、私は板橋の愛工房で低温乾燥の設備を見てまいりました。本県では久慈地方森林組合に入っているということで、そこも見に行きました。例えば4.5センチぐらいたとランニングコストもいいとか、ガリガリ乾かさないので非常に樹種もいいというような特色もあるけれども長期乾燥もやっていると。などなどで、そういうふうなことで、現地からそうした乾燥設備に対する支援も必要ではないかというふうな話もしているわけでありませけれども、そういったあたりは、ここに施設設備の供給確保体制の強化に取り組むというふうなことでありますけれども、その辺の取り組みについてお答えいただきたい。

○堀江林業振興課総括課長 木材の乾燥関係で何点か御質問いただいておりますが、まず一般質問でも御質問いただきました、乾燥機あるいは——我々グレーディングマシンと呼んでおりますが、木材の強度表示を測定する機械、そういったものに対する普及指導体制という1点目でございますが、これにつきましては一般質問でもお答えしましたとおり、今回の場合はこれからということもございませ、私どもとしてもやはり木材に高付加価値化をつけるという意味で、乾燥というのは非常に大事だという認識を持っておりますので、県内の企業でも製材工場でも、そういった取り組みを始めたいという意向を持っている製材工場もあるようございませるので、そういったところにつきましては、我々も強力に支援するとともに、さらに普及を図ってまいりたいと思っております。

なお、こういった施設整備に当たっては、国の交付金事業を活用することが可能でございますので、製材関係者のニーズを踏まえて、そういった取り組みを支援していきたいと考えております。

JASの認定につきましても同様でございませ、やはりユーザーサイド——いわゆる工務店がJAS規格を求めるケースがだんだんふえてきておりますので、そういった意味で、県内のそういった製材工場におけるJAS制度の普及というのは大事だと考えておりますので、工場に対して取得するように働きかけをしてまいりたいと考えております。

3点目として、樹種でいろいろあるのではないかとという中で御紹介がございました、低温

乾燥のようなやり方もあるのではないかというお尋ねでございますが、確かに低温乾燥機というものもございまして、時間をかけてじっくりと乾燥していくということで、県内でも11基ほど導入しております、お話のございました久慈地域でも今稼働しております。低温乾燥の場合は、高温乾燥と比較しまして乾燥に時間がかかるという点がございまして。そういった意味でコストはかかるわけでございますが、一方で、でき上がりの製材品の色つやがよろしい、天然の香りが残る、こういった特色もございまして、木材の色つやあるいは香りなど、こういったものにすぐれた木材製品、こういったものについてはよろしいかということで、こだわりのあるユーザーを対象とした製品に有効な乾燥方法と認識しておりますので、今後、製材業者がいわゆる工務店等の言うニーズにこたえるためにどういう形で対応すればいいかというのは我々も一緒になって考えまして、できるだけさまざまな乾燥方法を駆使しながら本県の木材製品の普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

○喜多正敏委員 ぜひ御期待を申し上げます。

それで、製材工場がどんどん減っていると。思ったよりもなかなか苦しいということで、なかなか進まないわけでありましてけれども、山元のほうは道路をつくったり間伐やったりと手当ては十分なのですけれども、引き出しのほうは——プッシュはいいのだけれども、プルのほうがどうも弱いということがありますので、積極的にマーケットリサーチなどもして、物が流れるように頑張っていただきたいと思います。以上であります。

○新居田弘文委員長 ほかにありませんか。

○田村誠委員 先ほど御報告をいただきましたチリ地震の関係について二、三お尋ねをしたいと思います。

まず、大変ありがとうございました。漁民の方々、大変な思いをしているところで、現地振興局を中心に現地調査なり、あるいはそれぞれの窓口を開設していただいて対応しているということをお聞きをいたしてまして、大変心強く思っております。

そこで、このチリ地震津波による関係について二、三伺いするわけでありまして、まず大船渡市、陸前高田市で約10億円の被害であったというふうな御報告がございました。これは、すべて調査終わったという段階ではないのだらうと思いますけれども、いずれ大船渡の場合でいきますと、505台の養殖施設の被害があったということは、ほぼ壊滅状態、90%に近いものだらうというふうに私は思うのでありますけれども、それも、きょう、きのうあたりからワカメの取り込みが始まっていますし、そしてホタテ、カキは当然今ちょうど収穫期の最中ということで、大変な打撃になるのだらうというふうに思っております。そこで、先ほどお話がございました今後の対応の中で、共済制度の早期支給ということがありましたけれども、この10億円の被害だという想定でいった場合、漁家に対して、あるいはそれぞれの漁協に対して、どの程度の共済制度なりあるいはそうしたものの支給額といえますか、そうしたものが——もし把握できるもの、おおよそで結構ですので、できるとすれば教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、今回のカキあるいはホタテのロープのいかだ、いかりといえますか、

これを支えるロープがあるわけでありましてけれども、大船渡の場合ですと、湾内にあつてはかなり強固なかりをセットしていただいて、二、三年前の暴風雨でもきちっとした災害防止につながったということで大変評価をいただいているところでもありますけれども。この湾内につきましては、ほとんどの方々が土俵でやられているのだらうというふうに思います。この土俵というのは、砂が入った袋を沈めて、それで押さえているだけですから、当然津波のような大きなエネルギーが入りますと動くわけでありまして。いかりとかそうしたもののような打ち込みアンカーというのを——実はこれは、平成15年の北海道釧路沖の地震のとき、宮古でこれを導入したというふうに私も聞いているわけでありましてけれども、これを導入した地域と、大船渡のように土のうでやっていた地域の被害の違いというのは、私はあるのではないかという気がします。もし調べておれば教えていただきたいし、もしないとするならば、今後その辺をきちっと整備をしていただく、整備をするための調査も今後していただきたいというふうに思います。

と申しますのは、いずれ宮城県沖地震が近々起こるというふうに言われております。そういうやさきに、こうした経験を積んだということは大変いいのか悪いのかは、よくあれですが、考えてみますと、やっぱり強い水産業というものをしていくためには多少、県も今回思い切って助成などを検討していただいて、そうしたいかりの導入というもの——アンカー方式というものを検討すべきだというふうに私は思うわけでありましてけれども、このことについてお知らせをいただきたい。まず、とりあえずはそのことをお願いします。

○寺島水産振興課総括課長 まず、第1点目の漁業共済の関係でありますけれども、先ほど10億円ぐらいの被害額、この場合の共済の支払金ということでございますけれども、この10億円の中身といたしまして、生産物被害と施設被害がございます。そこはちょっとまだ、支払額それぞれまだこれから変化が出てくるだらうと思います。まだまだ被害が出てきますので。仮にこれを5割だとして、生産物が仮に5億円だとすれば、資料の3ページに参考1がございまして、こちら側の枠になりますが——先ほど佐々木担当技監が御説明いたしました、水産振興課でつくりました資料でございます。これの3ページ、ここの参考資料の下のほうに養殖業を対象とした共済の加入率とございまして、特定養殖共済の部分が、いわゆる生産物被害に対する共済になります。カキは100%、ワカメもほぼ100%、ホタテが90%ということで、今回多く被害がありましたカキ、ホタテ、これ約9割と見ますと、5億円のうち9割になるわけですが、実際支給されるときはそれに0.8掛けした金額、その前に5中3という5年間の中で最大、最高の2年間を除いた3年間の平均の生産額がございます。それとことしの漁期——カキ、それからホタテ、それぞれ加入時期が大体1年間だとすれば、その段階での生産額が決まった段階で差額を見まして、それが対象金額になりますが、それにさらに0.8掛けになります。これはやはり被害を受ければ収穫とかなんかコストがかからないだらうとかという、いわゆるてん補率みたいなものなものですけれども、そういうものが0.8掛けが基準。さらに漁家の方々が、自分の生産の100%入るかあるいは50%でいいか、これ掛け金に効いてきますので、そういう判断がありますので、したがって幾ら

ぐらいかということとはなかなか出せないというところでございます。

それから、施設共済のほう、これは施設の被害、損壊等を受けた、何台がある、しかし、耐用年数がどれぐらいあるとか、そういうようなことも加味しながら施設の額を出すわけですけれども、これがここでは県全体で 53%となっていて、これも同じようにどのような掛け方になっているかということがありますので、今この場では金額幾らぐらいというのはちょっと出しがたい状況でございます。

それから2番目の、強いロープ、いかり、災害に強い施設につきまして、先ほど打ち込みアンカー、平成 15 年度宮古漁協で導入ということでございますけれども、宮古地方振興局水産部のほうから、漁協から出た報告——まだ最終版ではございませんけれども、やはりいかり式をやったものの被害は、今のところずれたりなんなりはしていない。しかし、この施設全く被害がないわけではなくて、隣の打ち込み式のアンカーを使ってないところが切れてロープが絡まってきたりしている被害があつて、若干そんな意味で被害もあるわけですが、しかしそういう施設はこういう災害には強いというようなことが今わかっております。

それで、大船渡との違いということになりますけれども、大船渡のほうでもこういうような土俵よりは、こういうものを使えば強度が増すのではないかなというふうには考えますけれども、ここら辺、地形の状態がどのようになっているか。例えば岩場であればこの打ち込み式のアンカーを使うことができませんので、漁場のことも考えながら、伺いながら、対応を考えていきたいと思えます。

基本的に、私たちは災害に強い施設を整備していきたいというふうに思っております。先ほどの施設共済、本県 53%ぐらいの加入率、これたしか平成 15 年あたりの災害でかなりやられて、もともと低いものがこれぐらい増してきているという状況もございますので、ぜひこういうような強い施設の整備、それから共済の加入を呼びかけていきたいと思っております。

○新居田弘文委員長 よろしいですか。

○田村誠委員 どうもありがとうございました。打ち込みアンカー方式のほうは、かなり強いということはそのとおりでというふうに私も思っております。したがって、今回の災害を契機に、私は県として打ち込みアンカー方式というものをどんどんきちっと定着させていけば——私も全部見ておりませんが、いずれ大船渡湾の地形上、あそこの湾口防波堤 250 メートル開口部があるわけでありまして、あそこに 20 センチぐらいの津波が入ってきただけで、あの周辺に渦が巻くのです。渦が巻くことによって、その力でかなり引き寄せられたり、あるいは 20 センチの津波というそのエネルギーの強さというのを私もまざまざと見せつけられたことがあったのですが、そうしたことからいきますと、ここの中で生活を得ている漁民の方々に、ここであきらめさせるというわけにはいかないのだろうというふうに私は思います。

そうしたことから考えれば、ぜひ強い水産業ということを意識したり、それから、近々予

想されております宮城県沖地震、こうしたことなどを考えていきますと、やはり何らかの方法を講じて、あるいは制度などを国に要望しながら、ぜひこの機会を通じてきちっとした施設をつくっていただくような動きというのが必要なだろうというふうに私は思いますが、この辺について部長からも一言お聞かせをいただきたいと思っておりますし、さらに、共済でありますから当然まだわからないと言われればそのとおりだというふうに思いますが、いずれこれから収入を得るための漁家の被害です。1人当たり幾らぐらいになるかわかりませんが、そうした方々がこれから生活をしようという、生活の糧を得ようというときの災害ですから、十二分にその辺の共済制度をフルに活用していただいて、一日も早い支給をお願いしたいというふうに思いますが、それから55%という施設目標さえも、できるだけ100%に近い形でやっていく。こういう災害が起きたとき、冷めないうちに、こうしたものに取り組んでいただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○瀬川農林水産部長 まず、その共済等の前提となります被害の把握、正確な把握を早急に行ってまいりますし、御指摘のように、共済の加入もこの機会に進めていく必要があると思っております。

それから、施設等につきましては、打ち込みアンカーとか宮古でどうだったかとか、もう少しきちっと検証も行いながら、やはり災害に強い施設ということで、こうした機会にひとつ、施設の復旧に当たってはそうした整備が進むように、県としても全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

○熊谷泉委員 先ほど喜多委員からも激変緩和について御質問ありましたけれども、私のほうから、今、県の基本的な考え方で国と協議をされているということでございますが、先般、国の標準よりは岩手県は、麦と大豆を上げてきて飼料作物を下げたというふうになっていますが、その辺はどういう背景でというか——どれがいいとか悪いとかではないのですが、基本的にどういう考えで、そういう岩手県の方針になったのか。あと今後、それがコストによるものなのか、あとは麦、大豆をより奨励するという意味なのか。基本的に県の考え方をお伺いしたいと思います。

○佐々木農政担当技監 激変緩和対策という制度の趣旨は、生産費とかそういうものではなくして、あくまでも激変緩和であるということで、生産費等は考慮してございません。麦、大豆、飼料作物のこれまでの支払い実績がどうなっているかを基準にしてございます。これを見ますと、国が一律3万5,000円ということに決めましたが、麦、大豆につきましては平均として3万5,000円より高い水準にございました。それから、飼料作物につきましては3万5,000円よりも低い水準にございました。このことを基本に、農業経営の激変を緩和するという制度の趣旨にのって調整したいというのが基本でございます。

○工藤勝博委員 私も、この激変緩和ということですが、もう少し詳しくお聞きしたいなと思っておりますけれども、岩手県に配分されるという8億2,900万円、それは各市町村ごと

にまた配分になるのかというのが一つと、その対象になる品目、どういう品目を対象にするのかということの二つお聞きします。

○佐々木農政担当技監 8億2,900万円のうち一部を、市町村の地域振興作物に市町村水田農業推進協議会の裁量で、設計ができるようにしてくれということについて、国と協議しているというふうに御理解いただきたいと思います。

その8億2,900万円につきましては、その他作物だけの激変緩和に使うのではなくして、まず第一義的には戦略作物であるところの麦、大豆、飼料作について、これは県で一律単価を決めるということになってございますから、県で一律単価を決めることによりまして、あくまでも平均で処理いたしますと、平均より下の地域、また影響が出る地域がございますので、その部分も激変緩和の財源として8億2,900万円を振り向ける必要があるということ。それから2万円のグループがございまして——これは本県の場合はソバが対象になりますけれども、ソバにつきましても影響を受ける地域がございます。

ですから、戦略作物の3作物間のところに、その8億2,900万円のうちの財源をどの程度持つていくのか、それから2万円のグループのところどの程度持つていくのか、1万円のグループのところどの程度持つていくのか、ここが国との協議の重要な部分でございまして、ここがきっちりまだ決まっていないので、地域協議会に対してどのような裁量権というか、お願いするかについて確定しないということで、先ほど水田農業課長が御説明いたしました、最終的には市町村ごとの単価までセットして協議の了になりますという部分が詰め切れてない。

私どもとしては、あくまでも最終段階に入っているというふうに理解してございますけれども、なお詰めるべき点が残っているということでございます。以上でございます。

○工藤勝博委員 そういうことになりますと、市町村にとっても大変な作業になりますよね。間近に種まきの時期も始まるので、農家とすれば営農計画も立てていると、そういう中で、従来のそういう資源がどこまであるかというというのがまだ未確定の部分。やはり各水田協に、一たんおろすんだよと。そういう中で、またそこで地域、地域が当然あるわけですが、それを重点的にやるのだと。その8億2,900万円をどういう形で配分するかというのもまた、これも県としても大変な作業になると思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○佐々木農政担当技監 あらゆるケースを想定してシミュレーションをしております。市町村に対しても、あらゆるケースを想定してシミュレーションを——市町村においてもシミュレーションが進められていると思いますけれども、大変恐縮ですが、私どもと国との信頼関係、それから情報管理、もろもろの事情がございまして、作業は作業ベースとして、いろんなケースを想定して進めてございますので、協議が調いますれば、極めて短時間で農業者の方々にお知らせできるような段取りはしてございます。以上です。

○工藤勝博委員 激変緩和対策も、とりあえずは1年——平成22年度限りということが報道されていますけれども、そういうことになると、従来あった面積を集積して加算したそう

いう集落の中で、もう取り組めないよという声も聞かれるのですよね。そういうのを含めて、今まであった部分と激変緩和の部分と、また岩盤対策と言われる1万5,000円の総体的な金額、従来との比較した場合、その差はどうか、数字的にわかっていれば教えてもらいたいんですけど。

○佐々木農政担当技監 極めて大ざっぱなことになりますが、まず激変緩和対策の考え方で、今まで品目に張りつかない産地確立交付金、団地化、農地の利用集積、これは品目を問わないで交付している部分がございます。あるいは集落営農組織の研修とか、そういう部分にも使う部分、そういう担い手育成の観点のものもございますが、今度の制度ですとすべてが、作目ごとということに集約されるということになりますので、集落営農組織等で、いわゆるまとまったお金ということで計画している部分についての影響は避けられないものでございます。品目ごとに一たん配分したものを、農家から、組合からさらに吸い上げないと、旧来の活動のための経費が出てこないという事情がございますけれども、これは制度の仕組み上、より作目ごとの単価でわかりやすくするという政策目的がございますので、それはそれだろうというふうに思います。

それから、今般の制度は水田自給率向上事業と米戸別所得補償モデル事業がセットになっているわけで、米所得補償の10アール当たり1万5,000円につきましては、対象農家なり、あるいは面積の控除等いろいろございますけれども、生産サイドにとっては純増でございます、おおよそ70億円ぐらいが県全体として入ってくるということで、これは全体としてはプラスでございます。

それから、水田自給率向上事業につきましても激変緩和措置が講じられることによりまして、支払い実績に極めて近い、かなり近いところの部分が出てまいりますので、そういう面で行きますと全体的なプラスでございますが、個々の農家に着目いたしますと、いろんな事情が出てくるということです。ですから、私ども県と国との関係では、県全体として最適な制度設計はどうかということでは一生懸命工夫しているところでございますし、地域協議会にあっては地域全体として最適な設計を組むためにはどうすればいいかというふうなシミュレーションをしております。それがさらに生産組合の段階、農家になりますと必ずしも——予算に制約がございますから、すべての影響が緩和されるわけではございませんけれども、激変だけは避けたいということで進めてはということをお理解いただきたいというふうに思います。

○工藤勝博委員 その部分に関してはわかりました。

それから、今まで各市町村に認定農業者の組織があったわけですがけれども、その認定協議会の支援制度の中で、アドバイザーとかいろいろあったのですけれども、その事業がなくなるという話をお聞きしましたけれども、それにかわるようなことは考えたことがあるかどうか、それが一つ。

もう一つ、特に平成22年度の土地改良の部分、基盤整備事業がかなりカットされるということで、実際継続して事業やっている場所とか、あるいはまたこれから計画して農家の同

意を取りつけて土地改良しようとしているような状況の中で、今後どのような形で進むのかが一つ。

もう一つは、この間八幡平市で、盛岡で食の恵みをやったわけですが、そういう中で内水面に関してマス寿司が大変好評だったと。これからマグロも食えなくなれば、マスのおいしいものでもつくって岩手県の特産にもできるのではないかなという思いがありますけれども、内水面のほうで施設も大分老朽化しているし、その運営も大変苦しいというようなことをお聞きしましたけれども、その辺あわせて三つほどお願いします。

○井上担い手対策課長 担い手への支援についてのお尋ねでございますが、担い手の支援については、これまで主に国の直轄事業でございます担い手アクションサポート事業というものを活用してやってございましたけれども、これが昨年末の事業仕分けの中で廃止ということで、その部分について今まで県あるいは市町村で、お話しがありましたコーディネーター等を活用してきた事業が縮小せざるを得ないという状況でございます。

このため、県では担い手の確保、育成が最も重要なことだというふうに考えてございまして、県で行っている事業につきましては、例えば担い手の支援の中で、農地の規模拡大等あるいは機械の利用というところは、これについては国の事業が残っておりますので、それを活用する。

それから問題なのは、経営改善とかそういったソフト的な事業をやっている部分が今回の事業仕分けの中でなくなったということでございまして、そういったところをカバーするために県といたしましては、例えば岩手大学との連携をして、経営感覚にすぐれた農業者の育成をしておりますアグリフロンティアスクールの活用だとか、それから集落営農組織の発展段階においてきめ細やかな研修講座などを設けて支援をしてまいりましたけれども、これにつきましては別事業になりますけれども、県単の事業ということで、今回の予算の中に盛り込ませていただいております。また、集落の所得確保に向けた経営の多角化関係の事業につきましても、これまでのアクションサポート事業にかわる県単の事業として、そういった事業も新たに述べさせていただきます。

それから、市町村で行ってございました事業については、この辺につきましては雇用確保事業等の活用を考えるように、市町村のほうには情報提供などをしてございまして、市町村単独の事業等でそういったところを活用するというようなこと、それからあと面的集積事業が行われますけれども、その中でそういった農地の拡充についてのコーディネーターというものを雇用することができる仕組みになってございまして、こういったことも活用しながら集落の中で活動していったらいいのかなというふうに考えてございます。

○沼崎農村建設課総括課長 農業農村整備事業の予算についてのお尋ねでございます。

農業農村整備事業の予算につきましては、政府予算案として平成 22 年度 36.9%対前年比というふうなことで非常に厳しい予算でございますけれども、一方新たな交付金制度というふうなことで、農山漁村地域整備交付金というような 1,500 億円が全国枠で計上されております。現在のところ、国から従来の補助金がどれぐらい、あるいは新たな交付金がどれ

ぐらいというふうなことは示されておられませんので、本県にどれぐらいもらえるのかというふうなことはわかっておらない状況でございます。

一方、県の予算におきましては今審議いただいておりますが、当初予算には対前年比で約85%ほど計上しておりますし、さらに先ほど御審議いただいた2月補正予算でも20億円ほど追加計上させていただいております、合わせれば92%ぐらいになるのかなと思っております、そういうふうなことで地域からさまざまな御要望いただいております。それに対しては、平成22年度は何とか県の予算としては確保できるのではないかと思っておりますが、ただ国からの予算の見通しがまだついてないというふうなことで、ぜひ国からしっかり予算をとってくるように我々もこれから頑張っていきたいと思っておりますし、委員の皆さんにもぜひ御支援をいただきたいと思っております。

さらに平成23年度以降につきましても、戸別所得補償対策がさらに本格実施になるというふうな状況もございますけれども、一方、農業農村整備事業というのは戸別所得補償政策を下から支えるというふうな制度でございますので、一体となって進めていく必要があるというふうに思っておりますので、そういうふうなところと、それから本県は基盤整備がおこなわれているというふうなことを国にも機会あるごとに訴えながら、来年度以降の予算についてもしっかり確保できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○寺島水産振興課総括課長 内水面漁業、マス類の施設の整備についてでございますけれども、内水面マス類養殖業者の、いろいろ販路を工夫しながら、今お話しありましたマス寿司なんかにも挑戦しているところでありますけれども、その施設が老朽化したということでもありますけれども、養殖されている方々個人の施設ということが実際多いというふうに思います。そうしますと、なかなか制度としては、融資で施設整備をしていくというのがまず基本になっていくかとは思いますが、これらの方々が団体を組んで、あるいは共同的な施設、養殖施設等をつくらうとするのであれば補助事業の可能性もあるかと思っておりますので、それぞれ養殖業者の方々のお話を勘案しながら、それにのっていければというふうに思います。

○工藤勝博委員 認定農業者の支援制度のサポート事業がなくなったということで、これからそういう支援する人材も確保するのに大変だということあると思うのですが、そういう人的な支援ということは、これから県としては考える方向に進むのかというのが一つ。実は認定協というのは、認定農業者は、5年に1回経営改善を提出しなければならない。そういう中で、今この御時世の中で経営改善はするのだけれども目標に達しない。なかなかそういう状況の中にあるのですけれども、それをサポートする支援員——先ほどいろんな形ではありますよという話ありましたが、現実、現場の中でそういう認定農業者、担い手の方をサポートできる人材がどうしても必要になってくるだろうと思うのですけれども、それを何とか工夫できないものかなと。各市町村でも、2人いたところを1人減らすとかということでこれから取り組むだろうと思うのですけれども、それらを支えるような支援制度がぜひ必要ではないかなと思っておりますので、よろしくその辺はお願いしたいと思

ます。

あとは基盤整備に関しても、従来、特に通年でやる場所もあったり冬期間やったりする場所があるのですが、そういう中でやはり地域の建設業も含めて、農家の大きな仕事といたしますか、特に農閑期の場合にそういう収入源になっていると思うので、切れ目ない、そういう事業は確保していただければいいなと思っていますので、その辺も含めて、また再度お願いしたいと思います。

○井上担い手対策課長 人的支援というお話でございましたけれども、認定農業者の経営改善計画の実践につきましては、現在、県あるいは地方の担い手育成総合支援協議会を通じまして支援を行っておりまして、その中には普及センターが入っておりまして、主にはそういった普及センターが中心になってそういった支援をこれまで行ってきておりますので、そういった意味で経営改善の支援につきましては、県それから市町村、農協と関係機関、団体と一丸になって、ますます連携を密にしながら支援を行っていきたいというふうに思っています。

○沼崎農村建設課総括課長 今、お話のありました冬期間の工事が多いというようなお話もありました。例えば圃場整備事業——今、農業農村整備事業の中で重点的に進めております圃場整備事業につきましては、先ほど審議していただきました2月補正予算の中でも、前倒しというふうなことで6億円ほど計上させていただいております。この中には、昨年秋に播種した麦で、ことしの刈り取り後、工事をするというふうな地区もありますので、そういうふうなところの予算を確保するとか、あるいは春先に雪が解けたら埋蔵文化財調査を速やかにやって、それが終わったらすぐに工事するというふうな地区もございます。そういうふうに、それぞれの地区の特殊性に応じて前倒しで予算を確保するというふうなことでお願いしているところであります。

いずれ御案内のとおり、農業農村整備事業、冬場の工事が多い、しかも農村部での工事が多いというふうなことで、農家の皆さんの冬場の現金収入の場にもなっているというふうなことでございます。例えば圃場整備事業では、1億円の工事の中で人件費にかかる分というのが3割を超えております。そういうふうなことで、まさに冬場の現金収入の道でもあると思っておりますし、もう一つ小さなところではございますけれども、埋蔵文化財調査というのが圃場整備をする場合には必ずつきものになるのですけれども、埋蔵文化財調査をする場合に、作業員の方々がはげできれいにしながらやるわけですが、ああいうふうな方々も、実は現地の農家の方々あるいは地域の方々をお願いしているというふうなことで、雇用の観点から見ても非常に大事だと思っておりますので、ぜひ引き続きでありますけれども、切れ目のない工事発注に努めてまいりたいと思っておりますし、コスト削減にも努めて、限られた予算をできるだけ有効に使えるように頑張っていきたいと思っております。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 なければこれをもって本日の審査を終わります。農林水産部の皆さ

ん、御苦労さまでした。

委員の方は少々お待ちください。

次に、次回の委員会運営についてお諮りしたいと思います。本日をもちまして、現時点で当委員会が付託を受けております案件はすべて審査は終了いたしておりますので、この後、請願陳情の提出がなければ、3月19日に予定されております委員会は開会する必要がないこととなります。したがって、御相談であります、来る19日に開催予定の当委員会におきましては、請願陳情の提出があった場合には当該請願陳情の審査を行うことといたし、提出がなかった場合には所管事務の調査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

なお、調査項目については、農林水産技術立県いわての確立に向けた試験研究機関の取り組みについてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、請願陳情の提出があった場合はこの所管事務調査は行わず、提出された請願陳情について審査することといたしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。